

建築物(審査、検査、仮使用認定手数料)

[第1類]

(単位:円)

	床面積の合計	確認申請手数料	中間検査申請手数料		完了検査申請手数料		仮使用認定手数料	
			BVJで建築確認を行ったもの	左記以外のもの	BVJで建築確認、中間検査又は仮使用認定を行ったもの	左記以外のもの	BVJで建築確認又は中間検査を行ったもの	左記以外のもの
1	30㎡以内のもの	60,000	48,000	72,000	54,000	81,000	57,000	81,000
2	30㎡を超え、100㎡以内のもの	83,000	56,000	84,000	63,000	95,000	57,000	81,000
3	100㎡を超え、200㎡以内のもの	108,000	75,000	113,000	80,000	120,000	72,000	104,000
4	200㎡を超え、500㎡以内のもの	132,000	109,000	164,000	121,000	182,000	100,000	139,000
5	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	204,000	131,000	197,000	230,000	345,000	111,000	156,000
6	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	340,000	188,000	282,000	323,000	485,000	156,000	220,000
7	2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	359,000	251,000	377,000	329,000	494,000	228,000	314,000
8	3,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの	434,000	300,000	450,000	340,000	510,000	277,000	390,000
9	4,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	495,000	322,000	483,000	396,000	594,000	305,000	438,000
10	5,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの	562,000	369,000	554,000	403,000	605,000	350,000	512,000
11	6,000㎡を超え、7,000㎡以内のもの	607,000	404,000	606,000	444,000	666,000	377,000	544,000
12	7,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの	678,000	434,000	651,000	501,000	752,000	396,000	572,000
13	8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	751,000	459,000	689,000	572,000	858,000	413,000	598,000
14	10,000㎡を超え、15,000㎡以内のもの	827,000	623,000	935,000	636,000	954,000	505,000	729,000
15	15,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	940,000	690,000	1,035,000	882,000	1,323,000	562,000	803,000
16	20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの	1,094,000	783,000	1,175,000	949,000	1,424,000	701,000	1,004,000
17	30,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	1,260,000	787,000	1,181,000	951,000	1,427,000	789,000	1,142,000
18	50,000㎡を超え、70,000㎡以内のもの	1,684,000	915,000	1,373,000	1,371,000	2,057,000	1,059,000	1,544,000
19	70,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	2,119,000	1,310,000	1,965,000	1,992,000	2,988,000	1,084,000	1,572,000
20	100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	2,592,000	1,663,000	2,495,000	2,497,000	3,746,000	1,691,000	2,410,000
21	200,000㎡を超えるもの	3,162,000	2,215,000	3,323,000	3,192,000	4,788,000	1,972,000	2,790,000

[第2類]

(単位:円)

	床面積の合計	確認申請手数料	中間検査申請手数料		完了検査申請手数料		仮使用認定手数料	
			BVJで建築確認を行ったもの	左記以外のもの	BVJで建築確認、中間検査又は仮使用認定を行ったもの	左記以外のもの	BVJで建築確認又は中間検査を行ったもの	左記以外のもの
1	30㎡以内のもの	19,000	22,000	31,500	24,000	33,000	57,000	81,000
2	30㎡を超え、100㎡以内のもの	23,000	26,000	36,800	29,000	38,300	57,000	81,000
3	100㎡を超え、200㎡以内のもの	31,000	33,000	50,300	35,000	52,500	72,000	104,000
4	200㎡を超え、500㎡以内のもの	42,000	43,000	67,000	48,000	71,500	100,000	139,000
5	500㎡を超えるもの		第1類の手数料の1/2				第1類と同じ	

確認検査業務手数料規程(令和6年4月8日)より抜粋

第1類:第2類以外の建築物

第2類:法第6条の4Iによる確認の特例有りの建築物

確認申請(計画変更含む)

注)以下の場合は、各々定める費用又は割合に応じた手数料額を加算する

- ①階避難安全検証法又は区画避難安全検証法を用いた場合、当該階又は当該区画のそれぞれの床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ②全館避難安全検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%
- ③耐火性能検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%
- ④防火区画検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑤天空率を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑥特定天井等を有する場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%(ただし、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものは除く。)
- ⑦通常火災終了時間に基づく設計法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑧特定避難時間に基づく設計法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑨限界耐力計算法等を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑩構造計算適合性判定が必要な建築物に関する審査整合性手数料 ¥ 20,000
- ⑪省エネ基準適合性判定が必要な建築物に関する審査整合性手数料 ¥ 20,000
- ⑫省エネ基準適合性判定をBVJ以外で受けている場合は審査整合性手数料 ¥ 40,000
- ⑬構造計算を行った棟数が2以上の構造強度に係る審査(申請床面積の合計が500㎡超)について「確認の申請手数料」×10%×(構造計算を要する構造上の棟数-1)を加算する。
  - ・構造計算を行った棟数が2以上の申請に限るものとし、棟数が7以上の場合は7とする
  - ・棟毎の床面積が200㎡を超える棟を対象とする
  - ・構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物又は棟を除く
- ⑭構造計算を行った構造強度に係る審査(申請床面積の合計が500㎡以内)については40,000円を構造上の棟数毎に加算する。ただし、以下の条件を適用する。
  - ・型式認定取得物件、構造計算に係る規則第1条の3による図書省略認定物件を除く。
  - ・一戸建ての住宅(兼用住宅、併用住宅含む)、長屋を除く
  - ・構造計算を行った構造強度に係る加算の構造上の棟数が6以上の場合は6とする
- ⑮ルート2基準に係る審査については以下の確認加算手数料構造別棟単位で加算する。

床面積の合計 (㎡)	確認加算手数料 (単位:円)	
0	~ 1,000以内	100,000
1,000超	~ 2,000以内	120,000
2,000超	~ 10,000以内	140,000
10,000超	~ 50,000以内	180,000
50,000超	~	310,000

・ルート2基準に係る審査の構造上の棟数が6以上の場合は6とする

完了検査

- ①直前の省エネ適合性判定をBVJから受けている完了検査について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる完了検査の申請手数料の10%を加算する。
- ②直前の省エネ適合性判定をBVJから受けていない完了検査について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる完了検査の申請手数料の20%を加算する。

仮使用認定

- ①直前の省エネ適合性判定をBVJから受けている仮使用認定について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる仮使用認定の申請手数料の10%を加算する。
- ②直前の省エネ適合性判定をBVJから受けていない仮使用認定について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる仮使用認定の申請手数料の20%を加算する。
- ③第2条第4項各号の審査を行う場合対象となる床面積の仮使用申請手数料の10%を加算する。ただし、第2条第4項五号、六号を除く。
- ④あらかじめの検討により工事の進捗に応じ現場検査が2回以上になった場合、追加1回毎に30,000円を加算する。
- ⑤計画の変更等により再度受ける仮使用認定の申請手数料について以下を除き仮使用認定の申請手数料を適用する。
  - ・仮使用部分の位置、大きさ、形状、区画に変更がなく、当該内部の変更を行う場合は、仮使用認定の申請手数料(別表)の50%を乗じた額とする。
  - ・床面積が増加する部分を含む場合、仮使用認定の申請手数料は、当該増加する部分の床面積を仮使用認定の申請手数料(別表)から算出した額と、増加する部分を除いた対象床面積を仮使用認定の申請手数料(別表)から算出した額の50%を乗じた額を合算した額とする
  - ・仮使用期間の変更は1回毎30,000円とする。
  - ・変更が軽微(規則第3条の2相当)は1回毎30,000円とする。
  - ・建築物外部(敷地)における経路部分の変更は1回毎30,000円とする。

その他

検査日当日の検査日変更については申請手数料の50%を追加請求する。

申請に関わる検査の再検査を行う事となった場合には、当該申請にあたって算出した検査の申請手数料の50%を追加請求する。